

# CIC クラウド HEMS 利用規約

## 第1条（サービスの提供）

1. 長州産業株式会社（以下「当社」といいます。）は、CICクラウドHEMSのサービス規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づきCICクラウドHEMSのサービス（以下「本サービス」という。）を提供します。

## 第2条（申込み及び承諾）

1. 契約者が本規約の内容を確認し承諾のうえ当社所定の契約申込書を提出したとき、本サービスの申込みをしたものとします。

2. 本サービスの契約は、契約申込書が当社が承諾したときに成立するものとします。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者より記載のあった内容が虚偽であるとき。
- (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (3) 第10条（反社会的勢力の排除）第13条（契約者の順守事項等）の規定に違反するおそれがあるとき。

4. 本サービスの契約に対し、メールアドレスの提示は必須となります。本サービスの契約時に提出された申請内容に変更がある場合は、変更申請を行ってください。申請されない場合はサービスが受けられません。

## 第3条（本サービスの内容及び方法）

1. 当社は、契約締結後、契約者に次の本サービスを提供します。

- (1) 見守り機能
- (2) モニタリング
- (3) HEMS機能
- (4) 充電制御機能

2. 当社は、前項のサービスのために契約者にログインIDとパスワードを付与するものとします。

3. 契約者はログインIDとパスワードの利用により生じた損害について責任を負うものとします。当社に損害が発生した場合には、契約者に対し損害賠償を請求できるものとします。

## 第4条（変更について）

1. 当社は、本規約を予告なく変更することがあります。この場合、変更後の規約が適用されます。当社は、本規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社のインターネットホームページ又は当社の販売店において掲示します。

2. 当社は、契約者への事前の通知なく、本サービスのアプリケーションのバージョンアップを行うものとします。

3. 本規約のほか、当社の提供する資料、プライバシーポリシー、関連する当社のWEBサイトの情報等（変更後の情報等も含む）は名目のいかんを問わず、本規約の一部を構成するものとします。

## 第5条（契約期間と更新）

1. 契約は、契約者への本サービスの提供開始日から10年が経過する日をもって満了となります。

2. 契約満了の30日前までに更新の申し出がある場合には、契約者は、その契約の満了日の翌日に契約を更新することができます。契約を更新するときは、第2条（申込み及び承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第6条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所等に変更があったときは、そのことを速やかに当社又は販売店を経由して当社に届け出るものとします。届け出内容について、当社はその届け出のあった事実を証明する書類の提示を要求することがあります。

## 第7条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 当社所定の書面に事実と反する記載があったことが判明したとき。
- (2) 設備等の故障により保守を行うとき。
- (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ないとき。
- (4) その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できないとき。
- (5) 契約者が支払停止状態に陥ったとき又は本規約に違反したとき。

2. 当社の責めに帰すべき事由（故意・重過失に限る）により本サービスの提供が停止した場合、当社は、利用者が生じた直接かつ現実生じた損害に限り賠償するものとします。データ等の消失に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第8条（禁止事項）

1. 契約者は次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 契約者の地位及び本サービスにより得られた情報を第三者に譲渡し、又はこれらの再利用権若しくは担保権を設定すること。
- (2) 本サービス又は本サービスにより提供された情報を第三者に使用させること。
- (3) 本サービスを自己利用の目的以外で利用すること。
- (4) 本サービスを利用して、当社の権利を侵害すること。

- (5) 当社の信用を傷つけるおそれのある虚偽の風評を発信すること。
- (6) 不正なアクセス、コンピューターウイルス等を用いて、本サービス提供のシステムへ攻撃すること。

## 第9条（契約の解約）

1. 契約者が次の各号の一に当たるとき又は当てるおそれがあるときは、催告を要せず、当社は直ちに契約を解約することができます。当社は、契約の解約により契約者又はその関係者に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 本規約の規定の一に違反した場合であって、契約者に対して相当の期間を定めて是正の勧告を行ったにもかかわらず、当該期間を経てもなお是正が認められないとき。
- (2) 本サービスの前提となる商品についてローン等の支払停止状態に陥ったとき、又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の手続開始申立てがあったとき。
- (3) ログインID又はパスワードを不正に使用したとき。
- (4) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分等を受けたとき。
- (5) 信用状態に影響を及ぼすような営業の廃止、解散等、営業上の重要な変更があったとき。
- (6) 第10条第1項（反社会的勢力の排除）の規定に違反したとき。
- (7) 前各号のほか、技術上・運用上の理由も含む不可抗力事由があるか、又は相手方に対して契約の継続が不適当であると認められる相当の事由があったとき。

## 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが現在又は過去において反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当な要求行為を行わないこと、ならびに自らの主要な出資者、役員及び従業員が反社会的勢力の構成員でないこと、及び反社会的勢力との交際がないことを表明し、保証する。

2. 契約者は、前項に違反した場合又はそのおそれがある場合、直ちに当社にその事実を報告しなければならない。

## 第11条（貸与品の提供と回収）

1. 当社は、本サービス利用のために、契約者にSIMカードを貸与します。

2. 契約者は、前項のSIMカードを本サービスのために利用し、善良な管理者の注意をもって、保管・管理するものとします。SIMカードが破損・紛失した場合、当社は、有料で契約者に再発行・再貸与するものとします。

3. 原因を問わず、本サービスの停止、解約、期間満了等によりSIMカードを使用しなくなった場合、利用者はSIMカードを当社に返却しなければなりません。その際は、契約者は当社窓口へ問い合わせのうえ、返却方法を確認しなければなりません。

## 第12条（当社の維持責任）

1. 当社は、本サービス提供が当社の責めにより停止した場合は、速やかに修理し又は復旧に努めます。ただし、24時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。

2. 当社は、本サービス提供のために必要な機器（以下「機器等」といいます。）が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧に努めます。ただし、24時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第13条（契約者の順守事項等）

1. 契約者は、次の各号を順守しなければなりません。

- (1) 本サービスのために利用し、善良な管理者の注意をもって、ログインIDとパスワードを保管・管理すること。
- (2) ログインIDとパスワードを第三者に譲渡・貸与等しないこと。
- (3) ログインIDとパスワードの不正使用をせず、不正使用を知り得た場合には速やかに当社へ連絡すること。
- (4) 機器等を変更、分解、若しくは損壊しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要があるときは、この限りではありません。
- (5) 機器等を善良な管理者の注意をもって保管・管理すること。
- (6) 当社の取り扱う機器等を一般的な利用と比較して著しく異なる態様で使用しないこと。

2. 契約者は、前項第4号の規定に違反して機器等を滅失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払わなければなりません。当社は前項第4号の規定に違反したことにより契約者が受けた損害について、一切の責任を負いません。

## 第14条（協議）

1. 本規約に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。

## 第15条（合意管轄）

1. 契約者と当社との間で本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第16条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

以上